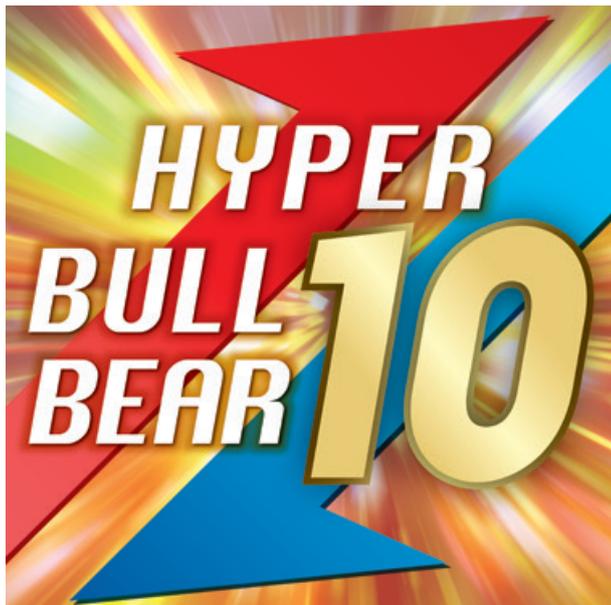


投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2024年2月14日

野村ハイパーブル・ベア10

野村ハイパーブル・ベア10 (日本ハイパーブル10)

野村ハイパーブル・ベア10 (日本ハイパーベア10)

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (ブル・ベア型)

野村ハイパーブル・ベア10 (マネー ポートフォリオ10)

追加型投信 / 国内 / 債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 (受付時間) 営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンド名	商品分類			
	単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
日本ハイパーブル10 日本ハイパーベア10	追加型	国内	株式	特殊型 (ブル・ベア型)
マネー ポートフォリオ10			債券	—

ファンド名	属性区分			
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
日本ハイパーブル10 日本ハイパーベア10	その他資産 (株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型
マネー ポートフォリオ10	債券 一般			—

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年12月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：54兆8846億円（2023年11月30日現在）

この目論見書により行なう野村ハイパーブル・ベア10の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月13日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無については、委託会社の照会先にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行なわれる場合があります。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

日本ハイパーブル10	日々の基準価額の値動きが わが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2.5倍程度 となる投資成果を目指して運用を行ないます。
日本ハイパーベア10	日々の基準価額の値動きが わが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2.5倍程度 反対 となる投資成果を目指して運用を行ないます。
マネー ポートフォリオ10	流動性の確保を図ることを目的として安定運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

日本ハイパーブル10 日本ハイパーベア10	円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、わが国の株価指数を対象とした先物取引（「株価指数先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。
マネー ポートフォリオ10	円建ての公社債等を主要投資対象とします。

◆ 利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。なお、当面は以下の通りとします。

日本ハイパーブル10 日本ハイパーベア10	主として国内上場の日経平均株価（225種）指数を対象とした先物取引を利用する予定です。 ただし、売買高等の市況動向等の変化に応じて、TOPIX（東証株価指数）等を対象とした先物取引等を利用することがあります。
--------------------------	---



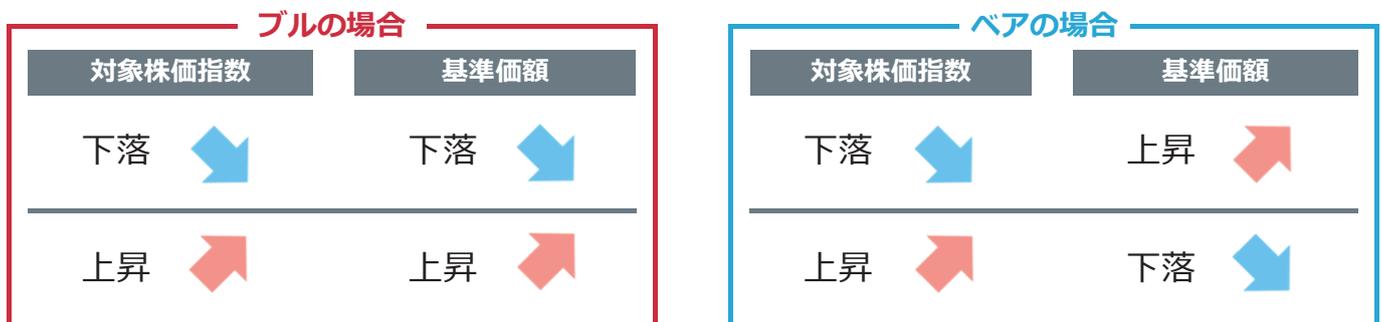
ファンドの目的・特色

投資方針

「野村ハイパーブル・ベア10」は、3本のスイッチング可能なファンドから構成されています。

●日本ハイパーブル10	●日本ハイパーベア10
わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、 日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2.5倍程度 となる投資成果を目指して運用を行ないます。	わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、 日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の日々の値動きの概ね2.5倍程度反対 となる投資成果を目指して運用を行ないます。
<ul style="list-style-type: none"> 運用にあたっては、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コール・ローン等にも投資するとともに、「日本ハイパーブル10」は株価指数先物取引の買建てを、「日本ハイパーベア10」は株価指数先物取引の売建てを行ないます。 「日本ハイパーブル10」は株価指数先物取引の買建ての額を、「日本ハイパーベア10」は株価指数先物取引の売建ての額を、それぞれ原則として信託財産の純資産総額のほぼ2.5倍程度となるように調整を行ないます。 設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行ないます*。 <p>※資産が純増する場合で、設定金額と解約金額の差額分が当日の純資産総額の80%を超えている（純資産が80%増以上）場合は、当日中に翌営業日を取引日とする取引*を行なう場合があります。</p> <p>*国内上場の先物取引には、夕方～夜間（午後立会終了後）に行なわれる、いわゆるナイト・セッションと呼ばれる取引時間帯があり、この取引を含みます。</p>	

《価格変動のイメージ図》



上記は、株価指数の値動きと基準価額の値動きの関係をご理解頂くためのイメージ図です。実際のファンドの値動きとは異なる場合があります。

● マネー ポートフォリオ10

- 円建ての公社債等を主要投資対象とし、主として流動性の確保を図ることを目的として安定運用を行ないます。
- 円建ての公社債等に投資を行ない、主として流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

スイッチング

「野村ハイパーブル・ベア10」を構成するファンド間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

主な投資制限

日本ハイパーブル10、日本ハイパーベア10

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

マネー ポートフォリオ10

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限る、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎年2月12日※（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2025年2月12日となります。

分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

■ 日本ハイパーブル10、日本ハイパーベア10

株価変動リスク	ファンドは株価指数先物取引を積極的に活用しますので、株価変動の影響を受けます。
---------	---

■ マネー ポートフォリオ10

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
-----------	--

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 「日本ハイパーブル10」および「日本ハイパーベア10」は、特定のインデックスへの連動を目指すインデックスファンドではありません。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 「日本ハイパーブル10」および「日本ハイパーベア10」は、基準価額が非常に大きく動き、かつ、日々多額の資金流入、流出が想定されます。したがって、こうした追加設定、解約の基準価額に対する影響が一般のファンド以上に大きくなると思われるので、十分ご留意ください。



投資リスク

- 「日本ハイパーブル10」および「日本ハイパーベア10」は、主に以下の要因等により、目標とする投資成果が達成できない場合があります。
 - ・日々の追加設定・解約等に対応するために行なった株価指数先物取引の約定値段と、当該日の評価値段の差が生じる場合
 - ・市場の大幅な変動や流動性の低下等により、株価指数先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
 - ・先物市場において取引規制が行なわれた場合
 - ・運用資金が少額、または、追加設定・解約などにより大幅な増減があった場合
 - ・株価指数先物取引の値動きと株式市場全体の値動きが一致しない場合
 - ・株価指数先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引上げられた場合
 - ・株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料やキャリー・コスト等のコスト負担、また限月間の価格差（スプレッド）による影響がある場合
- 「マネー ポートフォリオ10」は、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。
- ファンドの信託期間は、2026年2月12日までとなっております。
原則として基準価額水準のいかにかわらず、同日をもって信託期間終了、償還となりますので、十分ご留意の上お申込みください。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
※流動性リスク管理について
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



投資リスク

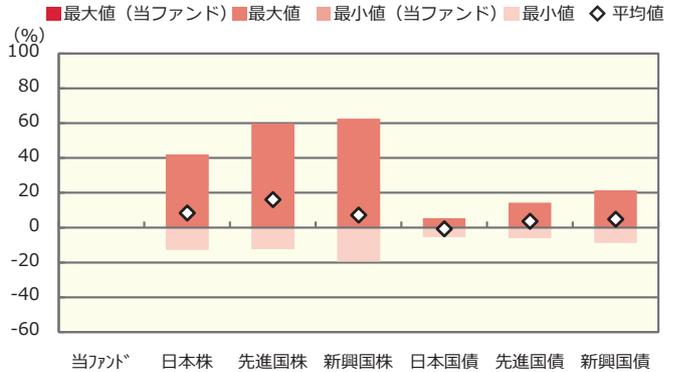
■ リスクの定量的比較 (2019年1月末～2023年12月末：月次)

■ 日本ハイパブル10、日本ハイパーベア10、マネー ポートフォリオ10

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

該当事項はありません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値 (%)	—	△ 12.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	—	8.4	16.2	7.2	△ 0.7	3.6	4.8

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2024年2月13日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円） なお、マネー ポートフォリオ10は、他のファンドからのスイッチング以外による購入はできません。
購入価額	購入申込日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。） ・2025年10月30日まで購入のお申込みが可能です。 ・2025年10月31日以降は、購入のお申込みはできません。
購入代金	原則、購入申込日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1万口単位
換金価額	換金申込日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後2時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2024年3月1日から2025年5月9日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「野村ハイパーブル・ベア10」を構成するファンド間でスイッチングができます。 ・2025年10月30日までスイッチングのお申込みが可能です。 ・2025年10月31日以降は、スイッチングのお申込みはできません。 なお、2024年3月1日から2024年6月10日まで、「野村ハイパーブル・ベア9（日本ハイパーブル9）」、「野村ハイパーブル・ベア9（日本ハイパーベア9）」、「野村ハイパーブル・ベア9（マネー ポートフォリオ9）」から「野村ハイパーブル・ベア10」の各ファンドへのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）
購入・換金申込受付の中止及び取消し	特別な事情（欄外に記載）が発生した場合ならびに、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2026年2月12日まで（2024年2月29日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が5億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年2月12日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2025年2月12日。
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資不可）
信託金の限度額	各ファンドにつき、2000億円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 * 上記は2023年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
---------	--

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 「特別な事情」とは下記をいいます。（「マネー ポートフォリオ10」を除く。）
 1. ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。
 2. ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
 3. 「日本ハイパーブル10」または「日本ハイパーベア10」（当該ファンドを除きます。）が以下に該当することとなった場合。
 - A) 購入申込の受け付けを中止したときまたはすでに受け付けた購入申込の受け付けを取り消したとき。
 - B) 換金申込の受け付けを中止したときまたはすでに受け付けた換金申込の受け付けを取り消したとき。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■ 日本ハイパーブル10、日本ハイパーベア10

投資者が直接的に負担する費用														
購入時手数料	購入価額に <u>2.2% (税抜2.0%)</u> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。													
信託財産留保額	ありません													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.122% (税抜年1.02%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の および 役務の 内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.43%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.55%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.04%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.122% (税抜年1.02%)	支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.43%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.04%
	信託報酬率		年1.122% (税抜年1.02%)											
	支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.43%										
販売会社		購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%											
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.04%											
その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。														
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>													



手続・手数料等

マネー ポートフォリオ10

投資者が直接的に負担する費用																											
購入時手数料	ありません																										
信託財産留保額	ありません																										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">コールレート</th> <th>0.4%未満</th> <th>0.4%以上 0.65%未満</th> <th>0.65%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td>年0.165% (税抜年0.15%) 以内</td> <td>年0.33% (税抜年0.30%)</td> <td>年0.605% (税抜年0.55%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支払先の および 役務の 内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.065%以内</td> <td>年0.13%</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.070%以内</td> <td>年0.14%</td> <td>年0.28%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.015%以内</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上	信託報酬率		年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)	支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%
	コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上																						
	信託報酬率		年0.165% (税抜年0.15%) 以内	年0.33% (税抜年0.30%)	年0.605% (税抜年0.55%)																						
	支払先の および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%																					
販売会社		購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%																						
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%																						
ただし、設定日から2024年3月29日までの信託報酬率は年0.165% (税抜年0.15%) 以内の率とします。																											
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等 																										



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

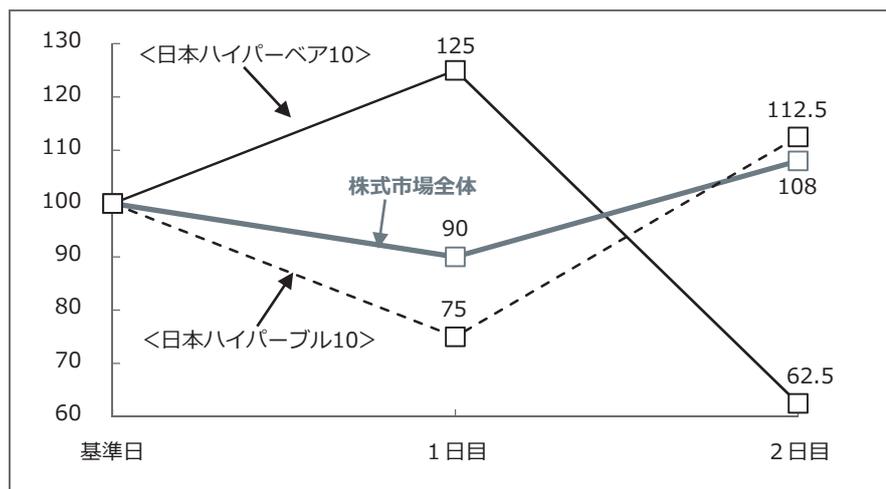
- * 上記は2023年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

●基準価額の値動きについての留意点

- ◆「日本ハイパーブル10」は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの「概ね2.5倍程度」、「日本ハイパーベア10」は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの「概ね2.5倍程度反対」となることを目指して運用を行ないます。従って、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、**2日以上離れた日との比較においては、「概ね2.5倍程度」および「概ね2.5倍程度反対」とはなりません**ので、十分ご留意ください。また、上記の理由から、「日本ハイパーブル10」および「日本ハイパーベア10」は一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。



株式市場全体が1日目に10%下落、2日目に20%上昇した場合、運用目標が完全に達成されれば、「日本ハイパーブル10」は25%下落、50%上昇、「日本ハイパーベア10」は25%上昇、50%下落というようにそれぞれ推移します。これを、基準日から2日目までの値動きでみると、株式市場全体は8%上昇、「日本ハイパーブル10」は12.5%上昇、「日本ハイパーベア10」は37.5%下落となり、「概ね2.5倍程度」および「概ね2.5倍程度反対」とはなりません。

(※以上の例は日々において正確に運用目標が達成された場合を前提としています。)

※この例示は、株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

また、実際のファンドでは、信託報酬などのコスト負担や、追加設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成されるとは限りません。

●ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
野村ハイパーブル・ベア10 (日本ハイパーブル10)	日本ハイパーブル10
野村ハイパーブル・ベア10 (日本ハイパーベア10)	日本ハイパーベア10
野村ハイパーブル・ベア10 (マネー ポートフォリオ10)	マネー ポートフォリオ10
	ハイパーマネー ポートフォリオ10

なお、全てのファンドを総称して「野村ハイパーブル・ベア10」という場合があります。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、および目論見書の内容を十分お読みください。

当ファンドに係る手数料等について

手数料等は目論見書に記載されておりますが、その他費用については、運用状況等により変動しますので、事前に金額、計算方法等を記載することができません。

また、お客様にご負担いただく費用の総額は、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

当ファンドは、クーリング・オフの対象とはなりません

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

▶当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

▶当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

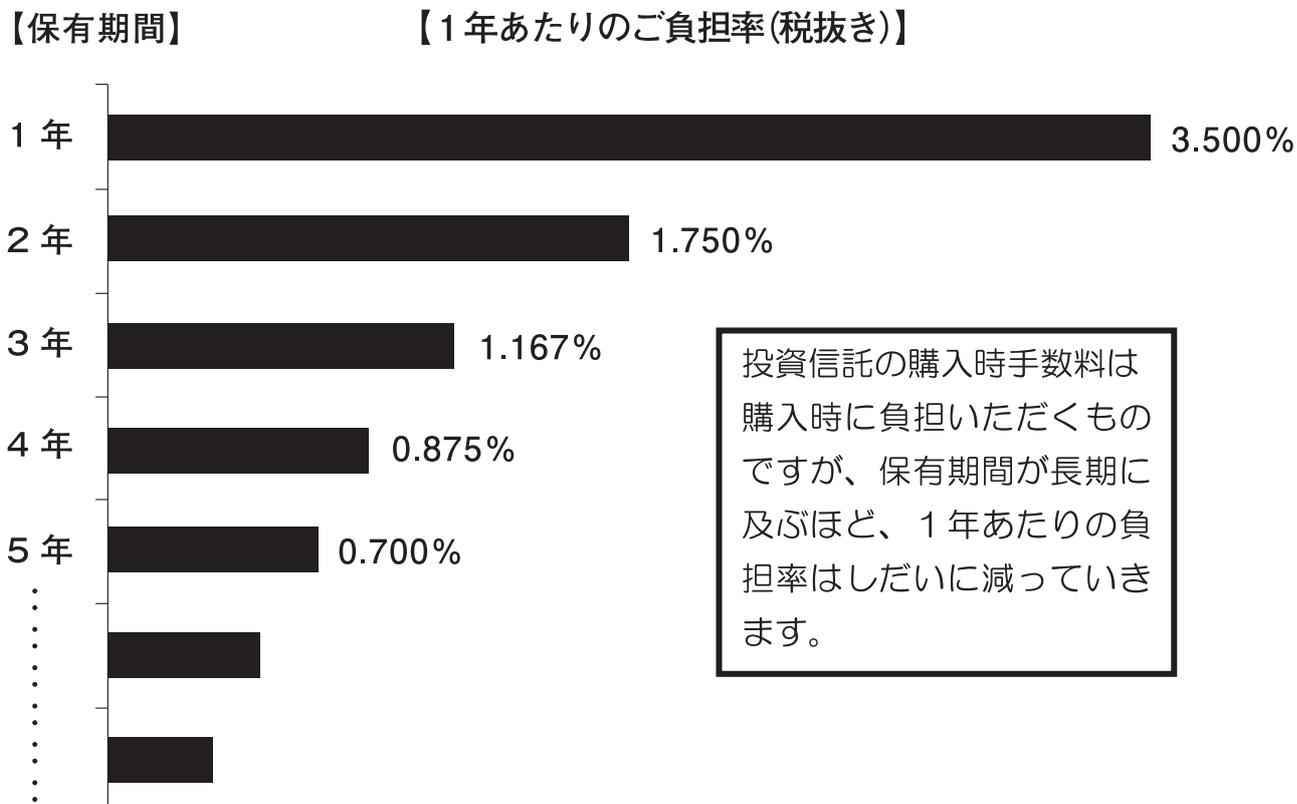
- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

▶当ファンドの販売会社の概要

商号等	岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号
本店所在地	〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目17番6号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本暗号資産取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	50億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2003年4月
連絡先	岡三コンタクトセンター 0120-390603 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

購入時手数料等に関するご説明

例えば、購入時手数料が3.5%（税抜き）の場合



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じて解約手数料をお支払いいただく場合があります。

その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については一体化目論見書でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は一体化目論見書でご確認ください。